

# 文樂座初めて松竹に移る

## そ の 前 後 の 事 情

代々植村家の經營に繋るわが傳統の人形淨瑠璃文樂座は、遂に明治四十二年三月をもつて白井大谷兩社長の經營に成る松竹合名會社の手に移ることとなつた。

文樂座の第一世植村文樂が淡路から起り、大阪に移つて、二世大藏こと、即ち有名なる文樂翁に及んで、人形淨瑠璃の代名詞かの如く文樂の名を高め、三世大助に及んだことは既に前に述べたとほりである。

その三世大助には骨董癖があつて、通名を暢春堂と號して、書畫骨董の賣買を爲し、支那の方面へまで手を延ばしたりして、隨分大損をしたらしく、明治十四五年頃には可なり窮境に陥つてゐた。その頃同じ骨董仲間の知人に京都寺町の渡邊幸次郎といふのがあつて此人が相當に理財に長じてゐるところから、整理を依頼したのが縁となつて、爾來この渡邊が植村家の財政を整理して良好の結果を見顧問のやうな位置に在つたので、従つて文樂座の經營にも參劃してゐたのである。さうして明治二十一年から三年の頃に至つたが、二世の文樂翁も三世の骨董の大助も死んでしまつて、のこるは大助の未亡人春子（通稱おゑいさん）と實子泰藏となつた。泰藏はとりも直さず四世文樂座々主であるが、この泰藏は常に病身であり、とても文樂座を經營するほどの才幹でもなかつたから、一頗挫を來した。

その泰藏を補佐する未亡人春子、顧問格に在る渡邊、文樂座の櫓下として責任ある攝津大掾、此人々の心配は並大抵ではなかつた。

日々悲運に傾く植村家の社稷も去ることながら、日本傳來の固有藝術として嚴存する人形淨瑠璃が共々にその厄難に過ふことは到底忍ぶ可からざることであつた。而かも泰藏はかかる難局に立つ器でない、春子、渡邊、大掾、もとより其經營の任にあらず、此上は然る可き後繼者を選んで譲渡し、文樂座を完ふすると共に植村家を救ふこそ却つて賢なる道と知つて、深くも決心をしてその後繼者を物色するうち、當時京都から出身して、日の出の勢ひで興行界を風靡してゐる、白井大谷の松竹合名會社こそ頼むに足るものとして、譲渡しの相談が始まつた。これを聞いた松竹は前記三名の衷情と、文樂座擁護の切實なる誠意に同情して、座名は勿論其まゝに尊重して繼

承し、更に時代に應じて、よりよく推移することを誓つて、話は頗る順調に進行し、好意的協調のもとに圓満に譲渡された。この引渡しに於ても、現に白井氏はたゞ一回文樂座を見物しただけであつたといふことによつても、如何に兩者の間に意氣投合した情景が展開しられたか知るであらう。これ即ち明治四十二年一月のこと。

いよいよ三月には御靈神社境内の文樂座は現姿のまゝ、二棟の土蔵の人形或ひは衣裳、繪看板、臺本、その他一々取調べるといふことなく、有り姿のまゝといふ風に極めて圓満寛裕な取引のうちに譲渡しが出來、登記を終つて、完全に植村家の手から離れて松竹合名會社の所屬に移つた。

引繼ぎの座員。太夫三十八人。三味線五十一人。人形遣ひ二十四人。

この引繼ぎ第一回の興行が（四月八日初日）『先代御殿』攝津大掾。『お俊傳兵衛堀川』越路太夫。『鷹文章吉田屋』南部太夫其他掛合。で賑々敷開場され、夏季休業中に大修繕が行はれ、舞臺内外の面目を一新した。

その年の暮れ、松竹では、來春興行から更に左記の大改革を實行することを發表した。

- (一) 従來伎倆ある者でも、因講の顔ぶれに於て位置低き者は、役付き悪しく、唯々古參の者のみを引揚げた舊慣を廢して、伎倆優秀の者は、太夫三味線人形遣ひを問はずこれを拔擢して大役を授け、充分に勵かせるのみならず給金もその成績によつて増減する。
- (二) 三味線の表附面には從來出演しないものを記して其位置を保たしめてゐるが、今後これを廢し、古參者でも伎倆劣れば下級に下し以て後進の爲めに道を拓く。

(三) 引幕、一文字、膝隠し等のうちには如何はしい不體裁のものがある。廣告に類するものもある。これ等は一切寄贈を断り、體裁よき綬帳だけ受ける。引幕一文字は座名を記したものを用ひる。尤も御簾ぶち、木戸前の千軒幟、積物等は、從前通り受ける。

(四) 従來場内の天井に吊つたフラフ等の裝飾物は第一太夫の聲に障り、看客の目障りになるから廢止する。

以上あるものを除くほか、着々實行され、而して今日に及んでゐる。また舞臺方面での改革としては、この初春興行から、技藝監督といふ役員を新設して、太夫、三味線、人形遣ひ、の三派から、一派一人づゝを毎日交代させて早朝序幕から出勤させ、後進の精進ぶりを監督せしめた。その役員には、太夫から、染、越路、七五三、南部、津、三味線からは、廣助、猿糸、清六、吉兵衛、廣作、人形からは紋十郎、玉治、玉治郎、榮三、玉五郎、玉七、三左衛門などが選まれて此任に當つた。而しこの撻は永くは續かなかつたらしい。

以下現在に至るまで多くは人の知るところであるから、大要文樂座の記録として左の各項

を記して置く。

明治四十二年五月。『伊賀越新關』に引抜きマラソン競争の新淨瑠璃上演(文、源他掛合)

同四十三年四月。釋迦如來誕生會(近松作)を三世吉兵衛五十回忌追善の爲め、同人節附のものを上演。攝津大掾壇特山道行のシテを勤める。

同年八月十五日。桐竹紋十郎京都にて死す。(六十四歳)

同四十四年一月。松竹合名會社を合名社と改めた。

同年八月三十日。七五三太夫死す(四十八歳)大正元年七月三十日。天皇陛下崩御にて三十一日より八月四日まで御停止休業。

同年七月二十三日。七世綱太夫(法善寺津太夫)自宅死去。(七十四歳)

大正二年四月。『日吉丸』『天網嶋』『桶』『安宅關』攝津大掾捕三段目を語り隠退す(七十八歳)

同年六月當興行より九代染太夫引退。

(從來は午前八時開場)

同三年二月。伊達太夫入座。十種香で追出しを語る。

同三年三月十一日。皇太后崩御三日間御停止休業。

同四年一月。吉田文五郎、野澤吉三郎入座。

同四年二月。越路太夫紋下となる。吉田玉城入座。

同五年十月。吉田多爲藏死す。

同六年三月。近松原作の儘『天網嶋大和屋迄』を上演。(小生關與)前狂言『彦山』

同六年十月九日。攝津大掾死す(八十二歳)



覧台御の下殿官父秩



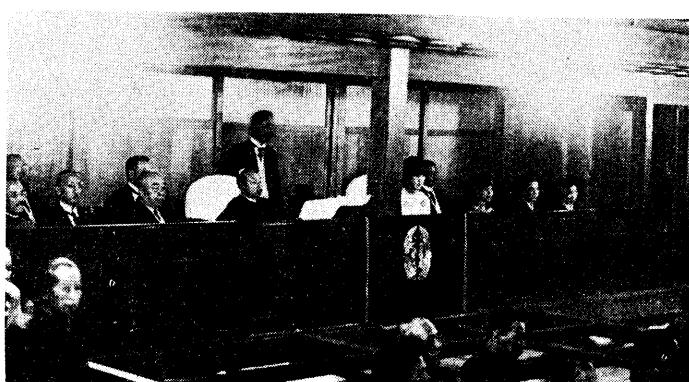
行一其ミ帥元ルフツヨジ使禮答國佛



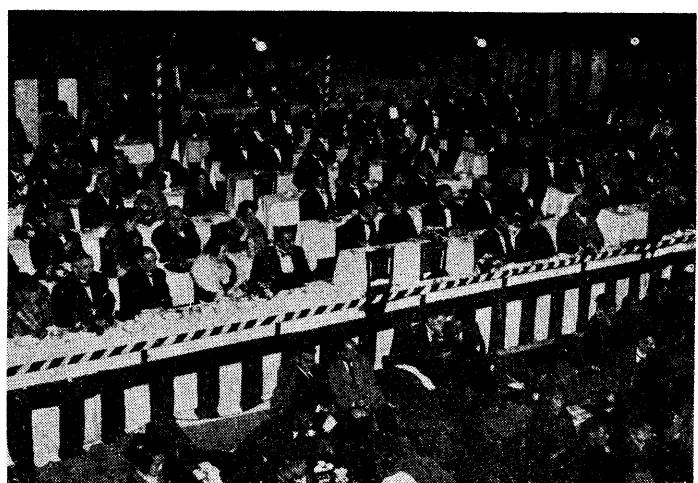
觀來の使大ルデーロク國佛

同十年四月十四日。『妹脊山』の時。大序、序中、の若手獎勵の爲め、大序の前に開幕劇として『加賀見山又助内』を掛合にて語らす。

大正十一年二月十五日。佛國答禮使ジョツフル元帥と其一行觀覽。



久遠官宮殿下御台覧



於京都南都帝座大御禮參列の爲め文樂座開催

同十一年四月二十四日。南部太夫『白石揚屋』の役を終り歸宅、午後九時圍碁の途中死す。(五十八歳)

同十一年十月二十日。近松二百年紀念興行(へ一年早し)『釋迦如來誕生會』懸賞新作『聚樂の榮華』『博多小女郎全編』上演。

同十二年四月一日。六世廣助、名庭絃阿彌と改して、『寺子屋』を語つたが又三月から\*

名。中幕披露狂言として『那鄂枕、嶋原揚屋の段』掛合にて彈く。

同十二年五月二十三日。秩父宮殿下、『千本櫻道行』御臺覽。白井社長奉侍。

同十三年三月十八日。三世越路太夫死す。(六十歳)

同十三年三月十九日。名庭絃阿彌死す。(八十三歳)

同十三年五月三日。津太夫紋下となる。(越路の跡を繼ぎて)

同十三年六月四日。六世野澤吉兵衛死す。(五十七歳)

同十三年六月六日。六世彌太夫死す。(五十九歳)

同十三年九月二十日。伊達太夫六世土佐太夫と改名庵に入る。

同十三年九月中。友松入座問題にて大紛擾起る。津太夫休座。

同十三年十月二十四日。紛擾解決、友松

改め鶴澤道八入座。

同十四年六月二十三日。天王寺西門へ初代鶴澤清七(松屋)百年忌につき建碑。

文樂座連中にて舉式。

同十五年二月。獨國ヅルフ大使。佛國ク  
ローデル大使參觀。

同十五年四月十三日。才治こと五世竹澤權右衛門死す。(八十八歳)

同十五年五月一日。竹田出雲百七十年忌紀念興行。

同十五年五月二十五日。天王寺へ元祖竹澤權右衛門紀念碑建立。(小生碑文を書く)

同十五年六月。久邇宮、同妃兩殿下御臺覽。

同十五年九月九日。三代吉田玉造死す。(六十八歳)



観來の氏諸葛民他の方を幸雄口濱



観來の妻夫氏ヨシヒ事領乙獨

同十五年十月二十九日。午前十一時  
文樂座より失火焼失。

昭和二年一月二日。道頓堀辨天座にて引越興行。朝太夫松太郎入座。

同二年二月十三日。吉田文三死す。  
(六十四歳)

同二年六月十六日。駒十郎こと吉田辰五郎死す。

同二年六月二十七日。北極探検家丁抹國アムンゼン氏参觀。

同三年五月三十一日。東伏見宮妃殿下御臺覽。

同三年九月八日。天瑞寺にて播磨少

掾百八十五回忌執行。

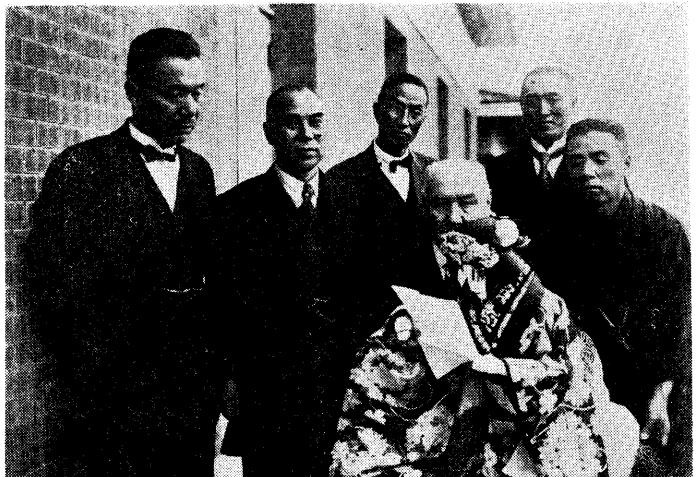
同三年十一月十二日京都南座に於て御大禮参列の獨、米、英、佛、其他二十餘箇國大使の爲め文樂座開催。

同三年十一月。濱口雄幸、安達謙藏、若槻禮次郎、永井柳太郎、其他民政黨諸氏。觀覽。

同三年十一月京都都ホテル於て獨國大使ゾルフ氏に文樂人形を贈呈す。

同四年三月十六日。國際聯盟代理總長アブノール氏。辨天座にて人形參觀。

同四年三月十八日。獨國領事ビショフ氏夫妻辨天座參觀。



際の呈贈を形人樂文に使大フルゾ乙獨ルテ本都都京於



際の催開座樂文めの表代國各列參議會洋平太汎



際の催開座樂文め爲の表代議會業工國萬

同四年六月九日。佛國領事夫人ア、オーシュコルタ女史。佛國液體空氣會社フアル  
ジエー氏夫妻參觀。

同四年六月二十五日。イーチエーギーネリー氏。世界漫遊の途參觀。

同四年十一月三日。中之嶋中央公會堂に於て、汎太平洋會議參列各國代表の爲め文  
樂座開催。

同四年十一月十九日。中之嶋中央公會堂に於て萬國工業會議代表の爲め文樂座開催。

第六條 取締タルモノハ開止業及ビ名前書替轉住願伺等ノ場合取扱ヲ負擔スベシ

第七條 總代タルモノハ仲間中ノ總代トシテ同盟一般ニ關スル願伺等ノ事務ヲ辦理スルモノトス

第八條 仲間中ノ總代副總代取締タルモノハ年限ヲ一個年ト定メ前條ノ事務ヲ負擔スルモノトス又凡年限ヲ定ムルト雖モ仲間任ナシムベシ

モ仲間中衆望アルモノハ引續キ此任ナシムベシ

第九條 同盟仲間ニ於テ上等ノ營業鑑札ヲ受クルモノヲ以テ仲間中ノ議員トス若又上等營業鑑札ヲ受クル人員僅少ナル仲間ハ中等ノ鑑札ヲ受クルモノヲ併セテ議員トス又下等ノ鑑札ヲ受クルモノト雖モ格別衆望アルモノハ仲間中協議ノ上議員タラシムルコトアルベシ

但シ女太夫ハ上中下等ニ拘ハラズ議員タルコトヲ得ズ